田中運営委員

題として解決しなくてはならない。

一組総支部の交渉事項は多岐に渡り、専門的技量が求められている。組合事務所が職場から離れており、移動に平均1時間程度かかることもあり、本来職務の合間での組合活動では間に合わないのが現状である。中間処理作業に知識を持つ者が本来職務から離れ、組合事務所に詰めて各当局担当者と折衝を繰り返し、当局との整理のうえ、確認文書等を作れる体制を早急に確立する必要がある。

一組総支部の組織化は一組各支部の組織化の総計であるので、この問題は一組各支部の行政系職員の組織化問題でもある。

区派遣職員を含む組織化が必要である。区派遣職員の組織化は現在支部間でばらばらの状況にある。したがって、各区職労や上部団体との協議を含めた統一的対策を求めていく。

野球大会は、無事完了した。関係者のご苦労に御礼申し上げる。

組合員の声をもとに、文化スポーツ交流の範囲を広げ、団結に結びつけられている。組合行事が夜間にかかる開催となり、とりわけ共働きや育児中の組合員には、運動に参加しにくい状況となっている。交流により、若い組合員が運動に加わることが、さらに若い組合員の参加につながる状況を探っていく。役員の若返りを図り、同じ人が同じ任務をある程度長く勤められる体制を作っていかなくてはならない。

公共部門の民間への開放は、日本では80年代中頃の国鉄公社、専売公社、電々公社の民営化が、その大きな流れの始まりと云えるが、ほぼ時期を同じくしてヨーロッパ、オーストラリア、ニュージーランド等でも同様の民営化が始まっている。国と地域によりその手法や、何処までを民間の手に委ねるか等の内容は違うが、民間委託への流れという点では共通している。

81年に政権についたレーガン米大統領の登場がその大きな流れを牽引したが、英国ではサッチャー政権、日本では中曽根政権が率先して公共部門の民間解放を推し進めた。

南米諸国でもアメリカやIMF等の圧力により大規模な民営化が行われている。日本ではバブル崩壊後の90年代に入って、経済が長期に渡り低迷する中で、民営化に一層の拍車がかかり、小泉政権の時期にその流れは頂点に達したと云えよう。

藤川副委員長

岩田書記長

小久保組織部長

委託見直しを求める取組み

野呂大田区議

平成12年度に東京都から23区に清掃事業が移管され、中間処理部門の管理・運営を23区清掃一部事務組合が担う事になり、「経営計画」「経営改革プラン」により、清掃工場の運営が民間に開放され始めたのもこの時期に重なる。

平成17年度に始まった工場の民間委託は、平成20年度の墨田、北、江戸川工場の運転管理業務等委託により、7工場が民間の手に委ねられるという状況に至った。

我々、一組総支部は、工場の委託現場の様々な問題点や矛盾点、費用対効果の根拠が脆弱な点等をこの間、機会ある毎に当局に訴えてきた。

平成20年度は、新たな工場の委託提案は行われず、それまでの民間委託の流れは一息ついたかに見えたが、昨年3月末に当局より示された「経営改革プラン2009」により、平成22年度から23年度の間に3箇所程度の清掃工場民間委託の計画的実施を行う考えであることが明らかにされた。

9月11日に行われた「平成22年度予算要求に係る申し入れ」の中で、当局に対して、これ以上の清掃工場への民間委託導入を思い止まるよう強く求めたにも拘らず、不当にも一組当局は、9月18日に清掃本部纐纈副委員長も出席する中行われた小委員会交渉で、「経営改革プラン2009」に基づき、港工場、千歳工場の運転管理業務等委託を実施する旨の提案を行った。この平成22年度の工場民間委託提案については、この間、今季確定闘争と並ぶ清掃全体の闘いとして、その不当な提案の撤回を求める取組み、行動が展開をされてきた。

収集・運搬の仲間の全面的な協力も得た全組合員とその家族署名、各区区職労をつうじた署名の取組み、収集・運搬出身の中央執行委員及び当該各区の組合役員の協力を得て行ってきた区長要請行動、加えて、我々一組総支部では各所属長要請も取組まれてきたところである。

対一組当局に対する直接の行動としてはこの間、委託提案の撤回を基本に、提案内容の変更・修正を求める5回の専門委員会、3回に亘る総務部長要請行動、41項目に及ぶ今回提案についての解明要求交渉と当局回答交渉等を積み重ねてきた。

11月18日に、清掃本部西川委員長以下中央執行委員及び収集・運搬の仲間の結集も得て行われた「港・千歳清掃工場運転管理業務等委託反対座り込み要請行動」は、15名の参加のもと、この間取り組まれた10、960筆余に及ぶ署名を総務部長に手渡す中、当局の不当な委託提案撤回に向けた、熱気に満ちた集会となった。

塩田会計監査員

中村江東区議

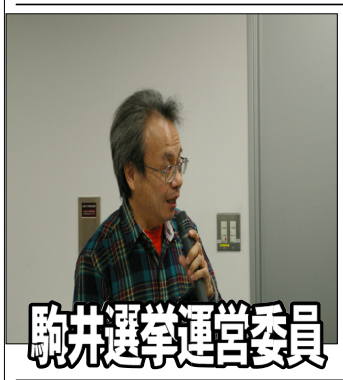
駒井選挙運営委員

セレモアつくば
増田課長

会となった。

今回の清掃工場委託提案は、2工場の委託をすることで四千万円のコスト増になると、当局が委託提案の前提として明らかにする中で実施しようとする、公共部門を民間に委託する際の財政効果そのものが破綻している、委託を行う根拠や理由付けも曖昧な、極めて不当なものである。

専門委員会の議論では、我々、一組総支部の主張や疑問点と、それに対する当局の回答が殆ど噛み合わず、当初10月30日としていた協議期限を延長する中で、専門委員会が継続して開催をされてきた。我々の主張は多岐に及ぶが主な論点は、

（1）今回提案が、改革プラン期間中の赤字を想定しており、民間に清掃工場を委託する理由が成り立たない。

（2）当局の主張する「民間活力の導入」を、もうひとつの委託を進める目的とする、理由付けが殆ど理解できない。

（3）工場の委託業務に従事する人達が、次々に入れ替わり、熟練した技術・技能が育たない状態にあり、そのつけや、しわ寄せが直営職員への負担となっている。

（4）上記の事との関連もあり、委託業務の現場では共同作業を含む、委託請負契約の果たすべき、法的コンプライアンスからの逸脱が日常化している事。

本石労働金庫職員

（5）設備管理職員の採用は技術・技能の習熟に一定の期間が必要な点を考慮すれば、ベテランの職員が次々と退職を迎える中で待った無しの状況であり、早急に実施するべきである。

（6）委託により、技術係の設備管理職員が居なくなると、工場の操業に大きな支障をきたす事になる。熟練した設備管理職員の技能や経験は、バンカーのごみの積上げや搬入指導、工場の建築設備の修繕等、欠かす事の出来ないもので、技術係への設備管理職員の配置を存続するべきである。

（7）準備委託契約は本来受託業者が一組に金を支払って実施すべきものではないか？

また、民間活力の導入を云うなら特命随意契約ではなく、競争入札とすべきではないか。

（8）運転係は工場の基幹部門であり、今後の一組職員の技術・技能の継承という観点からも、直営の運転係を残すべきである。

再提案について

これに対して当局は、我々の主張について一部理解や共感を示すものがあったが、委託提案そのものの撤回は殆どなく、基本的な部分でこちら側の要求に応じる内容を提示せず、今後の設備管理職員の採用について推移を見ないまま、11月25日の議論はこの一部を示すに進展を見ないまま、11月25日の議論の末に、当局より協議期限が迫る状況も受けて、11月27日に第2回の小委員会交渉を設定し、新たに当局としての最終の再提案を行いたい旨、提起がされた。

その内容の骨子は、

（1）設備管理職員の採用については、設備管理職員の定数と今後の委託による推移を見ながらになるが、技術・技能の習得に時間を要する点を考慮すれば、早期の採用が必要との認識である。設備管理職員の採用は実現したいと考えるが、一組経営委員会、評議会の了承が必要であり、慎重な対応で臨まなければならない。ここで了承が得られないと、その実現がしばらく遠ざかる懸念がある為である。

（2）これから、建て替えになる、練馬清掃工場、杉並清掃工場、大田清掃工場については、直営による運営とするものとする。

（3）今後、数年かけて、直営工場の整備係の強化、技術・技能の継承を図るため、整備係の一部業務委託を順次計画的に直営に戻す。

（4）今回、委託提案の対象の千歳清掃工場及び港清掃工場の2工場に限り、技術係の業務に支障が出ないよう、一定の経過措置を講じる。

再提案の内容は口頭による説明であったが、一旦、これを持ち帰り、具体的には小委員会交渉での再提案の中身を確認することとした。

11月27日に行われた小委員会交渉を受け、総支部執行委員会では再提案に対する検討を行った。その内容は、

（1）今回の委託提案そのものを、大きく修正させる事は出来なかった。

区長会の了承を得た、当局提案の壁を突き崩す事が出来なかった点は、現状の当局との力関係の反映であると云える。

（2）委託提案の運転係全係の委託を修正させ、直営運転係を残す事が叶わなかった点は、極めて残念であった。

（3）設備管理職員の採用について、当局の意志を含めて具体的な提起があった事は、今後の一組

稲葉大田工代表

山崎資格審査委員

港工場